

被害者等支援計画

令和6年6月

旭川中央交通株式会社

1. 被害者等支援の基本的な方針

当社では、安全・安心で良質な輸送サービスの提供をするため、継続的な事故防止活動に取り組んでいます。

しかし、被害者等支援が必要とする重大事故が発生した場合は、人命救助及び被害拡大防止を最優先した行動を迅速に行うために、経営トップを中心とした「事故対策本部」を設置し、速やかに事故の被害に遭われた方やご家族等に対して、誠心誠意対応し、支援してまいります。

このような当社の基本的な方針に基づき、次の通り被害者等支援計画を策定し、実施してまいります。

本計画は「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」（国土交通省 平成25年3月29日）に則り定めたものです。

2. 被害者等支援の基本的な実施内容

重大事故の発生時には、対策本部を設置するとともに、事故の被害に遭われた方やご家族等への連絡・対応・支援等を行うため、対策本部内に被害者担当班を設置し、事故の規模に応じて可能な限り被害に遭われた方に対し担当者を配置し、誠心誠意対応してまいります。

（1）情報の提供

① ご家族等への情報提供

警察、消防、医療機関等の関係機関から情報を収集し、ご家族等への連絡に努めます。報道等で被害に遭われた方の氏名等が公表されている場合でも、当社から改めてご連絡するよう努めます。

② 窓口の設置

被害に遭われたご家族等からの問い合わせに対応するために、事故の規模により専用の「お問い合わせ窓口」を必要な期間設置し対応いたします。

③ 情報の取扱

被害に遭われた方等に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取扱います。

又、当該ご家族等が被害に遭われた方の情報を公表することを希望されない場合は、その意向に沿った対応を行います。

④ 継続的な情報提供

事故等に関する情報及び再発防止策に関しましては、関係機関に連携を求め、できる限り速やかに事故の被害に遭われた方及び家族等に提供するよう努めてまいります。事故等に関する情報につきましては、お問い合わせ窓口や当社ホームページにてお知らせをし、ご説明するよう努めます。

(2) 事故現場等における対応

事故被害に遭われた方のご家族等が、事故現場や待機場所への移動、滞在する場合は、移動手段や宿泊等の手配について、必要とされるできる限りの支援を行います。

事故発生直後において、被害に遭われた方のご家族等が、事故現場で情報収集等の活動を希望される場合、ご要望には誠実に対応するとともに、安否確認される方の付き添いや滞在する場合にも、必要とされるできる限りの支援を行います。

(3) 継続的な対応

事故被害に遭われた方及びご家族等から相談、精神的なケアの対応などの支援については、事故の規模に応じて、関係機関や専門機関等の指導を仰ぎ、協力しながら、事業者としてできる限りの対応を行います。

3. 被害者等支援の基本的な実施体制

① 体制の確立

重大な事故が発生した場合は、事故の被害に遭われた方及びご家族等を支援する体制を別紙のとおり整備します。

② 教育・研修等

被害に遭われた方及びご家族等への支援が、適切に実施できるよう、社員に対する教育・研修等を実施します。

- 1) 事故対応の教育・研修を実施します。
- 2) 警察・消防等の関係機関との訓練に参加し、応急救護等の教育を実施します。
- 3) 安全の重要性を理解し、安全確保の意識向上を図るため、毎年数回実施している乗務員講習会を利用し職場内教育を実施します。
- 4) 社員に対して、被害に遭われた方及びご家族等に寄り添うことの重要性並びに支援を行うための教育を実施します。

以上

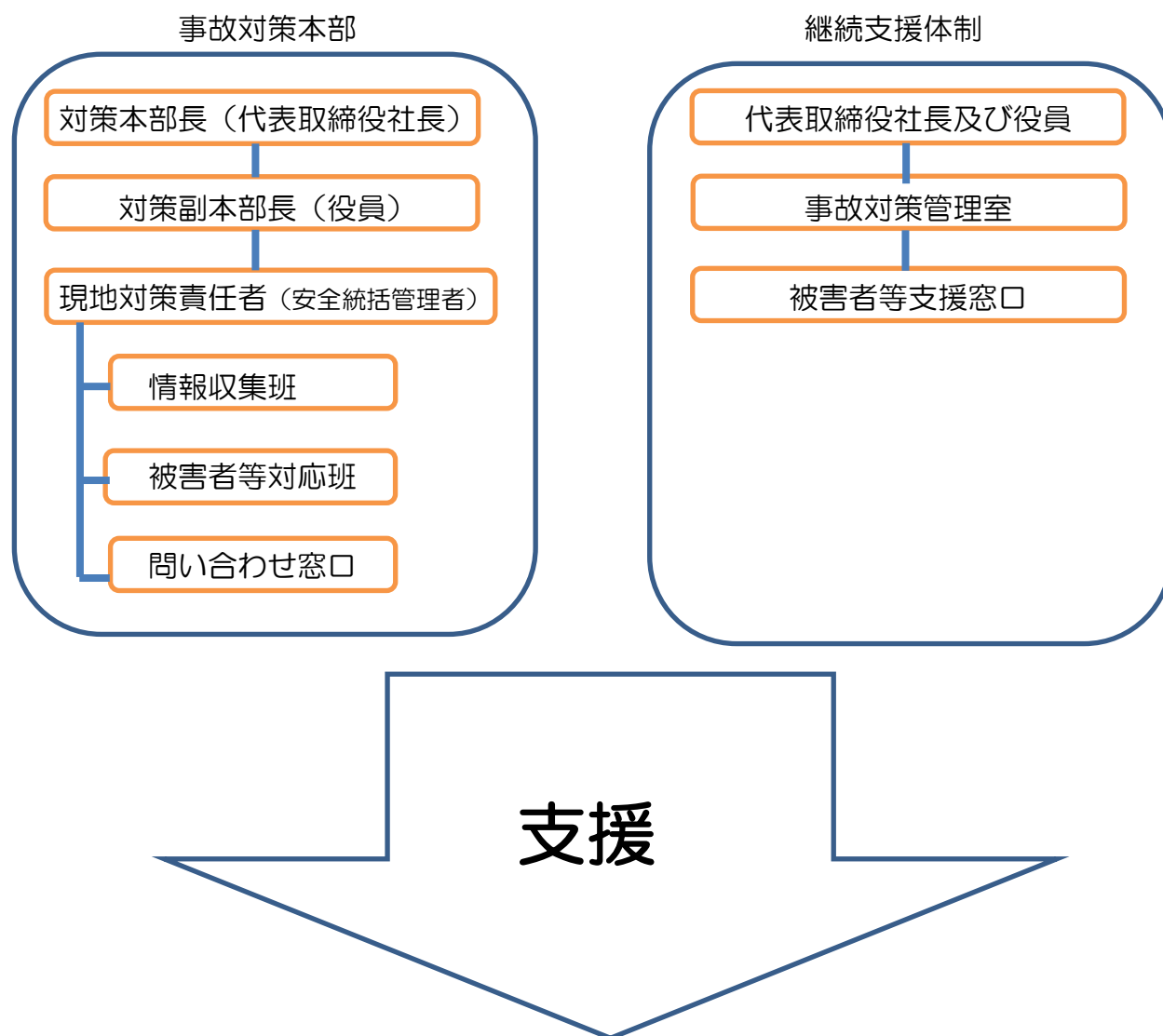
平成30年 4月 策定
令和 6年 6月 改訂

【別紙】

【事故被害に遭われた方及びご家族等を支援する体制】

《事故発生直後の体制》

《継続的な支援体制》



被害に遭われた方及びご家族等